

市町村合併を考える④

市町村合併の形態

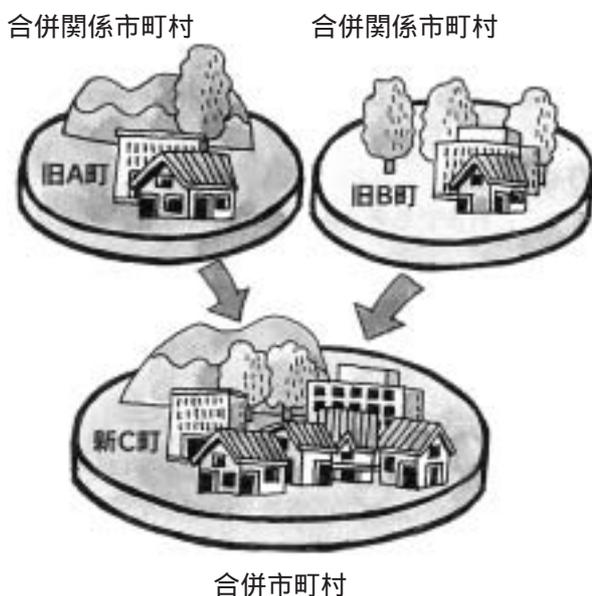
「市町村の合併」とは、少なくとも1つ以上の市町村の数の減少を伴うものをいいます。

「市町村の合併」は、その形態により「新設合併（いわゆる対等合併）」と「編入合併（いわゆる吸収合併）」の2つに分けることができます。

◎新設合併（いわゆる対等合併）

2つ以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村数の減少を伴うもの。

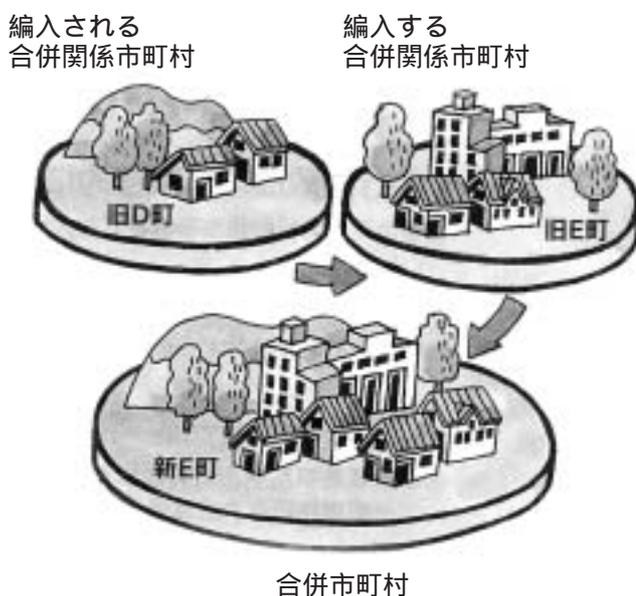
(例) A町とB町を廃して、その区域をもってC町を設置するような場合



◎編入合併（いわゆる吸収合併）

市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村数の減少を伴うもの。

(例) D町を廃してその区域をE町に編入するような場合



- 「合併市町村」：市町村の合併により設置され、または他の市町村の区域の全部もしくは一部を編入した市町村をいう。
- 「合併関係市町村」：市町村の合併によりその区域の全部または一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

■ 新設合併と編入合併の比較

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで市町村数の減少を伴うもの。
法 人 格		新たな法人格が発生する。	編入する合併関係市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は、すべて失職する。	編入される合併関係市町村の長は、失職する。編入する合併関係市町村の長は、変わらない。
助役・収入役等の特別職		合併関係市町村の助役・収入役といった特別職は、全員失職する。	編入される合併関係市町村の特別職は、全員失職する。編入する合併関係市町村の特別職は在任する。
一般職の職員		合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。	
議会議員	原則	合併関係市町村の議員は全員失職、合併市町村の法定定数以内で条例の定める定数による新たな議員の選挙を行う。	編入される合併関係市町村の議員は全員失職し、編入する合併関係市町村の議員は在任する。 なお、合併後の議員の法定定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例 設置選挙において、法定定数の2倍まで増加することができる。 在任特例 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年を超えない範囲で在任することができる。	次のいずれかによることができる。 定数特例 編入された合併関係市町村の区域で、選挙区を設けて編入合併特例定数による増員選挙（任期は編入先の残任期間）を行うことができる。また、さらに合併後最初に行われる一般選挙においても同様に定数増を行うことができる。 編入合併特例定数の増員数 (端数は四捨五入、1未満は1とする。) 増員数=編入先の旧定数× (編入される市町村の人口÷編入する市町村の人口) 在任特例 編入される合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する合併関係市町村の議員の残任期間について在任することができる。また、更に合併後、最初の一般選挙において定数特例による定数増を行うことができる。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全員失職する。	編入される合併関係市町村の委員は全員失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。
	特 例	合併関係市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される合併関係市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入先の合併関係市町村の委員の残任期間について在任することができる。
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は失効する。	編入される合併関係市町村の条例・規則は失効し、編入する合併関係市町村の条例・規則が適用される。